

令和5年1月末現在

## 【令和4年度事業者処分等について】

消費生活課

## 1 特定商取引法

## (1) 処分(特定商取引法:業務停止命令1件・指示1件・業務禁止命令2件)

No.	事業者名及び所在地	処分等内容	販売類型・手法等	処分日
1	(株) リオテック 【神奈川県川崎市】 (本店)	業務停止12か月 指示 業務禁止12か月  契約書面記載不備、不実告知、威迫困惑	訪問販売(屋根瓦及び漆喰の修理等) ・消費者と契約を締結したときに、契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、法廷記載事項に不備が認められた。 ・クーリング・オフができる役務提供契約について、違約金の支払いを求めるなど、あたかもクーリング・オフの適用対象外であるかのように告げていた。 ・実際には、屋根の修理を必要とする不具合が生じていないにもかかわらず、あたかも屋根の修理を必要とする不具合が生じているかのように告げていた。 ・クーリング・オフをした消費者に対し、強い口調で「なんで、そういうことをやるんだ! 解約した理由は! ?」などと言ったり、消費者の自宅に1~2時間留まり、消費者を威迫して困惑させていた。	5.1.26

## (2) 指導(特定商取引法・県消費生活条例)

販売類型	件数
・訪問販売	18件
・通信販売	2件
計	20件

## 2 景品表示法

## (1) 措置命令:なし

## (2) 指導(文書及び口頭による注意)

文書注意	34件	優良誤認(8件) 優良有利誤認(22件) 優良有利誤認・景品類(3件) 景品類(1件)
口頭注意	6件	優良誤認(2件) 有利誤認(3件) おとり広告(1件)
計	40件	